

(2014.4)「再婚と相続」問題

最近増えている再婚と相続のことについて考えてみましょう。

「私は再婚をしていて、再婚相手には連れ子がいます。私には前妻との間に子供がいますが、最近は全然連絡も取ってなく、音信不通の状態となっております。どちらかという、現と一緒に住んでいる再婚相手の連れ子に財産を残したいと思っております。そうした場合には、もしも、私が亡くなったときには、再婚相手の連れ子には相続する権利はありますか？」

回答

残念ながら連れ子である子どもさんには、相続の権利はありません。

今回のような再婚相手の子どもの相続権は、法律上認められていません。

基本的には相続人になれるのは、配偶者、子ども、両親、兄弟など一定の親族に限られています。連れ子とあなたとの間に、法律上の親子関係があるかどうかで判断します。

財産を渡したい場合

このような場合、もし連れ子に財産を与えたいと思うのであれば、連れ子とあなたと養子縁組を結ぶか、遺言で財産を分け与えるかどちらかになります。

遺言書があれば

遺言書が作れば、連れ子に財産の大半を譲ることができます。

前妻との子どもには、「遺留分」という相続人に最低限保証された、法律上の権利があります。遺言書がなければ、財産は一切連れ子には渡りません。